

下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について

八街市八街都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第3号）第6条の規定により、令和8年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり告示する。

その関係書類は令和8年4月1日から2週間当市建設部上下水道課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

八街市長 北村新司

令和8年度賦課対象区域

八街市朝日字梅里、字竹里、八街字氷川台、字新氷川小路、字南大富向、字北四番、字佐倉道、字氷川小路、字弁天崎、字桃園、字置里、字北中道、字大池、字南四番、及び大木字吉山の各一部の区域